

宿泊施設の整備に係る貸付制度の創設(日本政策金融公庫)

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「宿泊サービスの改善・向上のための施設整備(※1)」に対する特別貸付制度を創設する。

<制度内容>

- 貸付期間:20年以内(設備資金)
- 貸付利率:特別利率③(最優遇金利。貸付後6年目以降は基準利率)(※2)
- 取扱期間:平成21年3月末

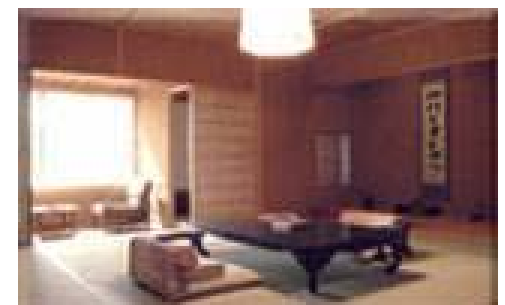
(※1)設備投資額が設備投資前の事業用固定資産の10%以上を占める場合に限る。

(※2)特別利率③→2.05%、基準利率→2.95%(貸付期間19年超20年以内(平成20年9月10日現在))

なお、貸付利率については貸付契約時期により変動するので、日本政策金融公庫に確認のこと。

対象事業のイメージ

- パブリックスペースを地域文化の展示、体験・交流の場として活用(開放)するため改修を行う宿泊施設
- 外観の統一感を創出するため、外壁等の改修を行う宿泊施設
- 従来の団体旅行客から個人・グループ客へ対応するため、客室改修を行う宿泊施設 等



「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく設備投資に対する特別貸付の手続

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「宿泊サービスの改善・向上のための施設整備」に対しては、日本政策金融公庫による特別貸付制度を創設することとしている（日本政策金融公庫の貸付制度要綱に規定）。その手続は以下のとおり。

